

# 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法

(平成一五年六月一日法律第七二号)

## 一、提案理由(平成一五年四月一七日・衆議院農林水産委員会)

亀井国務大臣

……………(略)……………

続きまして、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

平成十三年九月、我が国で初めての牛海綿状脳症感染牛が確認され、国民の間には牛肉に対する不安が広がるとともに、我が国の畜産業、流通業を初めとする関連産業に大きな影響が生じたところであります。

BSEについては、長い潜伏期間を有すること等、他の家畜伝染病と異なる特徴を有しており、その蔓延を防止するための措置を的確に実施するためには、牛一頭ごとにその飼養履歴等に係る情報を一元的に管理し、BSEが発生した場合に過去の同居牛等を迅速に特定できる仕組みを新たに構築することが必要であります。

また、牛肉に対する信頼を回復し、安心できる食生活を確保するためには、消費者に対し、牛の個体情報を積極的に提供し、牛肉がどの牛から得られたかを確認できるようにすることが必要であるとともに、このような体制を構築することが、表示偽装の防止にも資するものであります。

このような状況を踏まえ、牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣は、牛個体識別台帳を作成し、牛ごとに出生年月日、移動履歴等を記録するとともに、その情報を原則として公表することとしております。

第二に、牛の管理者等に対し、出生、譲渡等に係る届け出及び耳標の装着を義務づけることとしております。また、何人にも耳標の取り外し等を禁止することとしております。

第三に、牛肉の販売業者等に対し、牛肉の販売等をする際に、牛の個体識別番号の表示及び帳簿の備えつけを義務づけることとしております。

以上が、これら二法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院農林水産委員長報告(平成一五年五月一六日)

小平忠正君 ただいま議題となりました六案件につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案は、牛の個体識別のための耳標の装着、個体識別番号の表示等の措置を講じようとするものであります。

..... (略) .....

委員会におきましては、これら六案件について、四月十七日及び五月八日に亀井農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、五月八日、十三日及び十五日に質疑を行い、五月七日には現地調査を行うなど熱心に審査を行い、それぞれ質疑を終局いたしました。

..... (略) .....

また、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案につきましては、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の四党派共同提案に係る修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数で否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

..... (略) .....

なお、同日、本委員会におきまして、食品の安全性確保に係る農林水産関係法律の運用に関する件について決議したことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

決議（平成一五年五月一五日）

（農林水産省設置法の一部を改正する法律（平一五法七〇）の決議と一括して掲載）

三、参議院農林水産委員長報告（平成一五年六月四日）

三浦一水君 ただいま議題となりました六案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

..... (略) .....

次に、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案は、BSEの蔓延を防止するため、牛一頭ごとにその飼養履歴等の情報を一元的に管理するとともに、その情報を消費者に積極的に提供しようとするものであります。

..... (略) .....

委員会におきましては、農林水産省のリスク管理体制の在り方、HACCP手法を導入しやすい環境整備、生産資材に係る各種規制の十分な周知、輸入牛肉の安全性確保策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）及び各派に属しない議員中村敦夫君を代表して和田理事より、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案について、輸入牛肉を本法の対象とする旨の修正案が提出されました。

..... (略) .....

次いで、順次採決の結果、農林水産省設置法の一部を改正する法律案については多数をもって、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案については全会一致をもって、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案については、修

正案を否決した後、多数をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

なお、本委員会におきまして、食品の安全性の確保に係る農林水産関係法律の施行に関する決議を行いましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

決議（平成一五年六月三日）

（農林水産省設置法の一部を改正する法律（平一五法七〇）の決議と一括して掲載）